

A2 医療機関は医療法により広告規制がされており、医療法第 69 条において、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるか問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない」とされています。

2007 年 4 月から医療法が改正され、医療広告の規制が緩和されました。その趣旨は「患者へ正確な情報を提供し医療機関の選択を支援する」という観点から、客観性・正確性が担保できる場合は幅広く広告を認めるということです。

従来の医療広告の規制は広告可能な項目を一つずつ挙げていくといったものでしたが、同じような性質を持った項目をまとめて規定する「包括規定方式」にすることで、広告可能な表現が拡大されました。

医療機関では、それぞれ得意とする専門分野、治療方法や検査などがあると思いますが、それらが広告できるようになったほか、従来規制されていたイラストや写真による表現も認められるようになりました。

医療広告が一般的な広告にかなり近づいたと言え、まだ表記できないものは依然としてありますし、通常の広告と違って、表記違反は医療法違反となる場合もありますので注意が必要です。